

⑨ マスターズ・ラージボール委員会規程

(総則)

第1条 公益財団法人日本卓球協会（以下本会という）定款第33条に基づく専門委員会組織規程第1条第⑨項のマスターズ・ラージボール委員会について定める。

(目的)

第2条 本委員会は、30歳代以上生涯にわたる各層での卓球の活性化を実現させ、本会会員の一層の増大を目指し、卓球の普及・指導・育成の活動を展開する。

(基本活動)

第3条 本委員会は前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- 1) 全日本選手権大会（マスターズの部）の活性化のための検討と大会運営への協力
- 2) 全国ラージボール大会の活性化のための検討と大会運営への協力
- 3) 温泉卓球シリーズへの協力
- 4) スポーツレクリエーション祭に関わる協力
- 5) 全国健康福祉祭に関わる協力
- 6) 各種年代別競技にかかわる研究・立案・運営
- 7) 国際ベテラン大会への協力
- 8) 講習会の実施

(構成)

第4条 本委員会の委員構成は次の通りとする。

- 1) 委員長 1名
- 2) 副委員長 2～3名
- 3) 委員 若干名

(委員選出)

第5条 副委員長および委員は、全国各ブロックを代表する者および委員長が推薦する者（5名以内）からなり、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

(活動)

第6条 本委員会の活動を効果的に遂行するため次の活動を行う。

- 1) 全体会議を年1回行い、その他必要に応じて小委員会を行う。
- 2) 本委員会の委員とは別に各都道府県の加盟団体の中に専門の担当者を含め、連絡を密にした活動を行う。

(活動費)

第7条 委員長は、活動にあたって年間活動計画および予算を作成し、理事会の承認を得なくてはならない。

- 2 委員会活動にあたっては、本会の規程に従って旅費、日当が支給される。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会においてこれを決定する。

附 則 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。

- 2 この規程は平成27年3月14日一部改訂、平成27年3月14日より施行する。